

長野県内社協公益事業

長野県 あんしん創造 ねっと

地域生活における「あんしん」を創造し、
みんなが「あんしん」して暮らせる長野県をめざして。

CONTENTS

- 趣旨・運営 2
- 事業体系 3
- 事業内容(特別公益事業)
 - 入居保証・生活支援事業 4
 - 身元保証・就労支援事業 6
- 事業内容(一般公益事業)
 - 乳幼児支援品提供事業 7
 - 生活改善支援事業 7
- 長野県内の社協による活動 8



長野県あんしん創造ねっと事務局
(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

趣 旨

経済格差、非正規雇用、非婚、少子、人口減少、地域の過疎、家族関係の希薄、世帯の単身、高齢と長寿、そして孤独と孤立…私たちが今、目の前にしている社会の状況です。成熟した社会であるはずなのに、食べること、住まうこと、働くこと、健やかに育つこと、教育を受けること、医療を受けること、そして生きることが難しくなり、生活に不安を抱えている人たちがいます。

長野県内の社会福祉協議会は、このような社会にある不安やそれぞれの人の「生きづらさ」に寄り添い、社会保障や公的な支援・サービスだけでは解決できない課題に正面から立ち向かい、あらゆる組織や個人の気づきや知恵や行動による協力をいただきながら、理念と価値、専門的な知識と技術による実践をもって「あんしん」の創造に取り組みます。

— 運 営 —

名 称 長野県あんしん創造ネット

構 成 長野県社会福祉協議会及び長野県内の市町村社会福祉協議会

目 的 既存の制度やサービスでは対応できない個の生活課題や不安を受け止め、地域生活における「あんしん」を創造すること

実 施 長野県内の社会福祉協議会による事業企画と財源負担

事務局 社会福祉法人長野県社会福祉協議会



事 | 業 | 体 | 系 |

特別公益事業

生活就労支援センター「まいさぽ」が利用申請し、利用者が住む市町村の社会福祉協議会が生活支援を行います。

新しい保証機能によるあんしんを創造します！

今、多くの世帯では単身化が進んでおり、家族や親族関係が希薄化しています。このことで、社会の一つの機能を担う「保証人」の仕組みが、若者の自立生活、障がい者の地域生活、高齢者の住まうことなどに対する大きな壁となっています。このことに対応するため、機関保証の仕組みを創造し、金銭的債務保証に加えて、その人のその後の生活支援を組み合わせた事業にすべての社会福祉協議会の力を結集して取り組みます。

入居保証・生活支援事業

身元保証・就労支援事業

一般公益事業

参加する社会福祉協議会が利用申請できます。

小さな命をはぐくむためのあんしんを創造します！

乳幼児を抱えながら経済的に困窮していたり、社会から孤立の状況にある世帯の生活不安はとても大きいことが想像されます。どのような世帯に生まれた子どもであっても、その小さな命は健やかにはぐくまれ、また、育てていくことが社会的な使命でもあります。この事業ではミルクや離乳食、おやつなど乳幼児に限定した育児品を調達し、乳幼児のもとに届けます。

乳幼児支援品提供事業

生活改善によるあんしんを創造します！

住民が抱える課題は、自らの病気や障がいなどに社会的な背景が絡まり複雑化することが多くあります。こうしたことが生活困窮に至る要因になり、生活意欲の低下や自宅への引きこもり、住まい環境の悪化などが見られるようになります。こうした状況に至る前にその方の困りごとを解きほぐし、必要な支援につなぎ、実際に個別の生活環境を地域住民との協働によって改善していくための事業に取り組みます。

生活改善支援事業 買い物等同行支援事業 医療受診支援事業 地域住民との協働活動支援事業



特別公益事業

入居保証・生活支援事業

生活就労支援センター「まいさぽ」(以下、「まいさぽ」)の相談者のなかには、住む場所を必要としているにも関わらず、保証人がいないことから住居確保ができない方がいます。家族や親族関係が希薄化するなかで、「住まう」という権利が妨げられる社会の状況があります。生活を営むためには住居が必要ですが、身寄りや頼る人がいないために明日の住む場所さえ見通せない方の存在があります。

入居保証・生活支援事業は、滞納家賃及び原状回復費用を保証すること、そして入居後の生活を包括的に支援することにより、たとえ保証人がいなくても住居が確保され、いずれこの事業を利用しなくともその方の地域生活が継続されていくことを目指します。

この事業を利用する方は、入居後の生活においても孤立や孤独のリスクがあります。このため、居住地の市町村社会福祉協議会（以下「社協」）が入居者の生活を見守り、声掛けなどを通じてその地域の住民として受け入れられていくよう本人や地域にアプローチします。そして生活の過程、時間の経過のなかで生じる問題に対して、他の様々な支援をつなぎあわせます。生活支援と権利擁護の視点から、地域生活と人生の経過を丸ごと受け止める包括支援コーディネートにより、生涯を通じて安心したその人らしい生活を支えていきます。



1 対象

下記のいずれにも該当する方

- ①入居時の保証人及び連帯保証人が確保できないため
賃貸住宅への入居が困難な方
- ②まいさぽの支援プランにより住居確保が必要とされた方で、本事業を利用して自立した地域生活を送ることができる方

2 契約期間

2年間

(市町村社協とまいさぽにおいて利用者の自立状況を確認し、引き続き入居保証を必要とする方は契約を再度締結することができます。)

3 債務保証内容

◎滞納家賃保証

退去時に家賃の滞納がある場合、あんしん創造ねっとが家賃を保証します。(上限：共益費除く家賃の3ヶ月分に相当する額)

◎原状回復保証

退去時に原状回復に必要な費用が発生した場合、あんしん創造ねっとが保証します。(上限：10万円を限度とした見積り徴収額)

※残存動産は長野県社協へ贈与。

4 利用にあたる保証料

利用者は契約期間における保証料12,000円を長野県社協に納付していただきます。

5 入居生活支援

居住地の市町村社協は利用者への声掛けや見守りなどを行うとともに、必要な機関等の支援とを包括的にコーディネートしながら生活を支援します。

6 入居債務保証積立金

①入居保証債務を履行するための財源を確保するため、長野県社協に「あんしん創造ねっと積立金（以下、積立金）」を設置します。なお、積立金財源は県内市町村社協及び長野県社協からの拠出金によります。

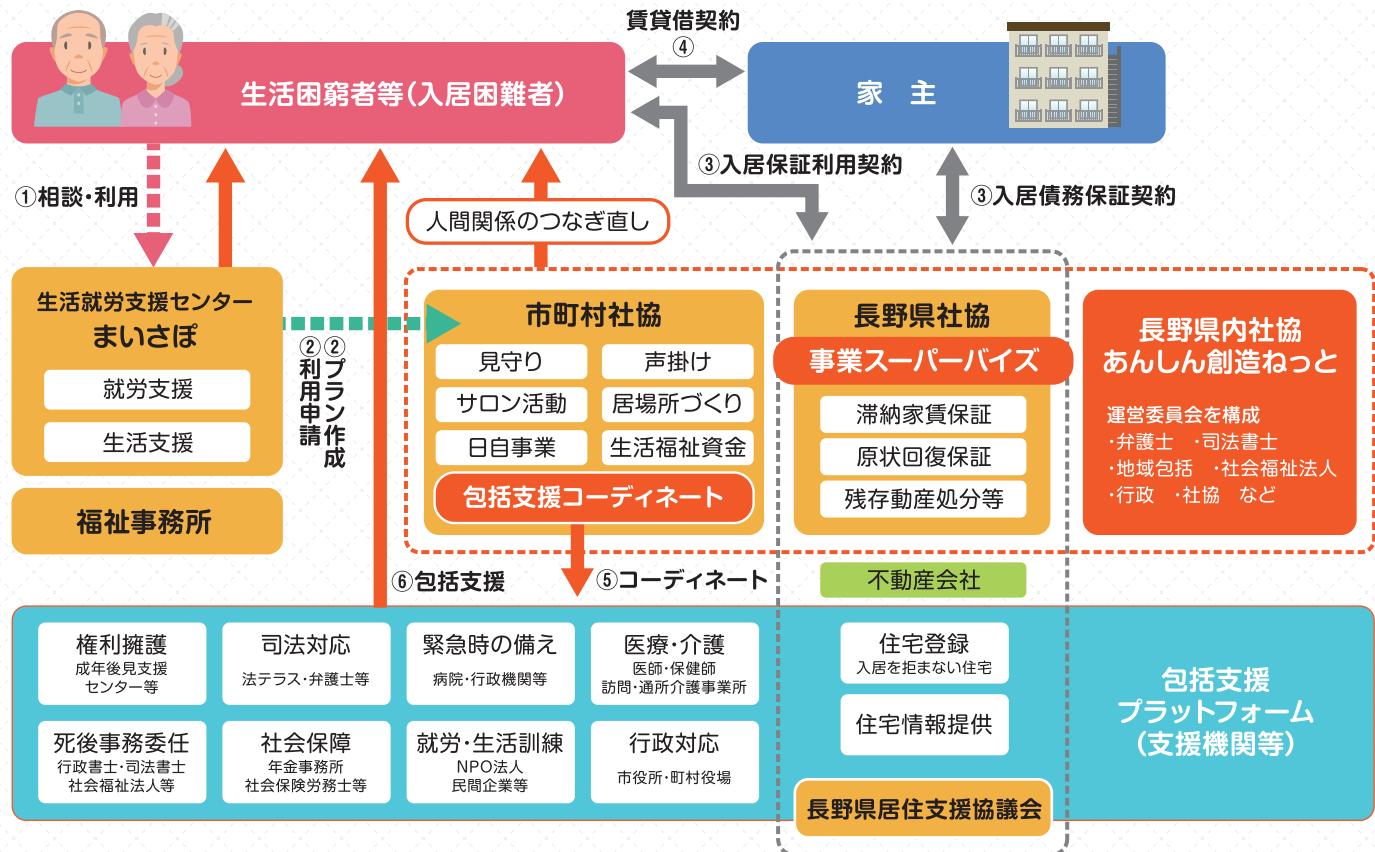
②入居保証債務を履行するために必要な保証金は、積立金から支出します。

③利用者が納付する保証料は、積立金に組み入れます。

この事業については、まいさぽにおける適切なアセスメントと支援プランが必要です。住居確保による生活基盤の安定によって、本人の生活が自立につながるかをしっかりと判断し、見通すことが大切です。



スキーム図(入居保証・生活支援事業)

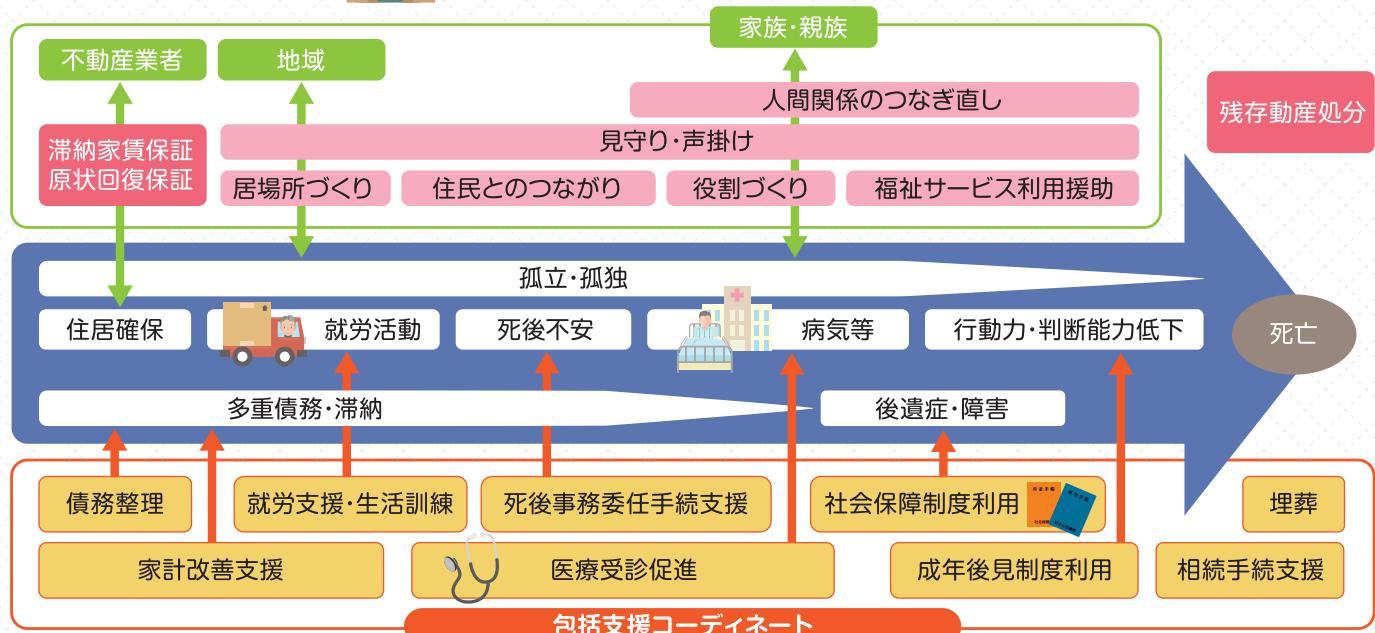


想定事例(入居保証)
A氏の人生軸を例に



Aさん(50代・男性)
・住み込みの仕事を失業。
・会社の寮を退去し、その後は車上で生活。

・家族とは離縁、親戚とも連絡がつかない状態。
・保証人や緊急連絡先がなく、賃貸住宅への入居が困難。



利用事例



Bさん
(単身・男性)
市営住宅入居

公営住宅の抽選に当選したが、身近に身寄りがなく、連帯保証人が確保できず入居できないでいたが、行政の理解もあり、本事業を利用することで入居することができた。



Cさん
(3人世帯)
民間賃貸住宅入居

実家に居住していたが、継父の暴力により2人の子どもを連れて実家を出た。不動産会社を通じて物件は見つかったものの連帯保証人を立てることができず、保証会社の審査も通らなかったことから本事業の利用を申し込み、不動産会社及び大家の理解を得て入居に至った。

特別公益事業

身元保証・就労支援事業

まいさぼにおける相談者への就労支援に際して、保証人がいないことを理由に雇用を拒まれ、就労の機会を逃してしまう場合があります。そこで、就労後に支援対象者が何かしらの理由で就労先に与えた損害に対し、この事業から見舞金を支給することを雇用主と契約することにより、身元保証人を立てることなく雇用に結びつけることをこの事業の目的としています。本人の能力ではなく保証人の有無で就労の機会が奪われることがないよう支えるための事業です。

1 被保証者

下記のいずれにも該当する方

- ①安定した職に就くために身元保証人を必要としているが、保証人として適当な者が得られない方。
- ②まいさぼの就労支援を受け、この身元保証により自立した日常生活を送ることができる方。
- ③身元保証を受け就職しようとする事業所の雇用主に対する情報の開示に同意する方。

2 契約期間

身元保証契約を締結した日から最長1年間

3 支援内容

職場で下記のようなトラブルがあった場合、あんしん創造ねっとから見舞金を支給します。

- 被保証者が、故意または過失による不法行為によって雇用主に損害を与えた場合
- 就業規則、労働契約、労働慣行等に違反し、雇用主に損害を与えた場合

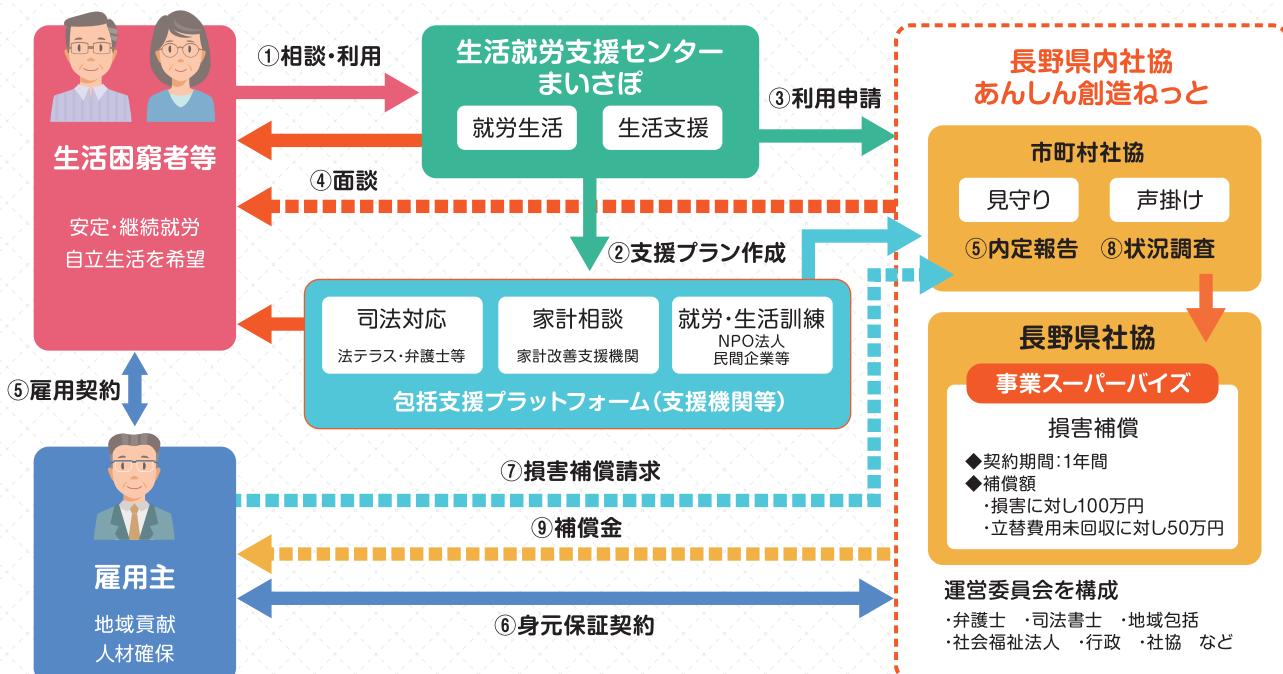
上限：100万円

- 本来、被保証者が負担すべき費用等で雇用主が立て替えた後、回収不能となった場合

上限：50万円

この事業については、まいさぼにおける適切なアセスメントと支援プランが必要です。身元保証による就労の確保によって本人の生活が自立につながるかをしっかりと判断し見通すことが大切です。

スキーム図(身元保証・就労支援事業について)





一般公益事業

乳幼児支援品提供事業

乳幼児を抱えた生活困窮世帯への食糧支援等では、ミルクや離乳食などの提供が難しく、また、食糧だけではなく必要な日用品に関する支援も必要です。

食品や物品の広域調整を行い、市町村社協のボランティアセンター等の機能を活用しながら、乳幼児を抱えた世帯への支援品の調達、提供を行います。



一般公益事業

生活改善支援事業

買い物等同行支援事業

生活に困窮している方や、家計管理に不安がある方の相談を受け、必要な場合は、市町村社協の職員や関係する支援者などが買い物に同行し、購入費の一部を補助しながらお金の使い方をアドバイスするほか、必要によって生活困窮者自立支援事業の家計改善支援事業につなぎます。

上限:10,000円



医療受診支援事業

障害者手帳の取得によるサービス利用や年金の受給が望まれるもの、費用の捻出等が困難で医療受診ができない方、あるいは受診そのものを拒む方を医療につなげるために必要な場合に、その費用を補助することで医療受診を支援します。

上限:10,000円



地域住民との協働活動支援事業

社協の職員や関係する支援者などが地域住民と協力して、地域から孤立した住民等への支援に協働して取り組む場合に、必要となる経費を補助します。

上限:10,000円



長野県内の社協による活動

長野県あんしん創造ねつとは
長野県社協及び市町村社協が参画する
地域公益活動です。

地域に密着した社協の本来事業と、社会福祉法人として求められる
公益活動を併せて、既存の社会保障制度や福祉サービスでは対応でき
ない個の生活課題や不安を受け止め、地域における「あんしん」を
創造、実践することで、地域の住民からの役割期待に応えていきます。

◆参加負担金

| 区分 | | 年額(一口以上) |
|-------|----------|------------|
| 市 社 協 | 人口10万人以上 | 60,000円／一口 |
| | 人口10万人未満 | 40,000円／一口 |
| | 人口6万人未満 | 30,000円／一口 |
| | 人口4万人未満 | 20,000円／一口 |
| 町 社 協 | | 14,000円／一口 |
| 村 社 協 | | 10,000円／一口 |
| 県 社 協 | | 1,000,000円 |

◆参加社協名一覧(令和元年5月31日現在)

| 北 信 |
|--------|
| 長野市社協 |
| 須坂市社協 |
| 坂城町社協 |
| 信濃町社協 |
| 中野市社協 |
| 飯山市社協 |
| 山ノ内町社協 |
| 飯綱町社協 |

| 東 信 |
|--------|
| 上田市社協 |
| 御代田町社協 |
| 東御市社協 |
| 川上村社協 |

| 中 信 |
|-------|
| 松川村社協 |
| 池田町社協 |
| 大町市社協 |
| 大桑村社協 |
| 生坂村社協 |
| 朝日村社協 |
| 塩尻市社協 |
| 筑北村社協 |

| 南 信 |
|--------|
| 伊那市社協 |
| 駒ヶ根市社協 |
| 諏訪市社協 |
| 下諏訪町社協 |
| 箕輪町社協 |
| 中川村社協 |
| 根羽村社協 |
| 南箕輪村社協 |
| 阿智村社協 |
| 辰野町社協 |
| 飯田市社協 |
| 飯島町社協 |

県 長野県社協

長野県社協

計33
県市町村社協

※表記略称

平成26年
4月

生活就労支援センターの前身である「信州パーソナルサポートモデル事業」を長野県社協が受託し、県内6拠点で相談支援を実施する。

平成27年
4月

生活困窮者自立支援法が施行され、県内に24の生活就労支援センター「まいさぼ」が設置される。
生活困窮者支援のなかで、保証人の課題や既存制度の狭間へ対応するための社会資源開発の必要性が明らかとなる。

平成28年
12月

社会福祉法の改正を見据えて、社協の地域における公益的な取り組みを検討するなかで、まいさぼの相談において保証人の確保に関する課題が明らかになり、入居保証、身元保証制度を検討していくことになった。

平成29年
10月

6回の検討会を踏まえ、趣旨に賛同した16県市町村社協により県内社協公益事業「あんしん創造ねつと」の事業を開始する。



●お問い合わせ●

長野県あんしん創造ねつと事務局(社会福祉法人長野県社会福祉協議会)

TEL:026-226-2035 FAX:026-291-5180 Mail:ps-shinshu@nsyakyo.or.jp